

天領

Vol. 74
2024/1



CONTENTS

● 令和5年度 定時総会を開催	1
● 令和5年度 事業計画	2
● 令和5・6年度（公社）石見大田法人会役員名簿	3
● 石見大田税務署長 着任のごあいさつ	4
● 第39回 法人会全国大会 群馬大会	5
● インボイス制度開始	6
● 消費税及び地方消費税の納税は期限内に	9
● 大田市の企業訪問 有限会社 小川商店	10
● 中村逸郎 氏 講演会	13
● 新社長紹介 社会福祉法人 亀の子 理事長 森山康仙 氏	14
● 森田製菓株式会社 代表取締役社長 森田義久 氏	15
● 使ってみると便利です！ キャッシュレス納付！	16
● 女性部会だより 県法連女性部会連絡協議会・研修会	17
● 銀のグローバルヒストリー 第5回 大田市の海の歴史 第1回 北前船	18
● 電子帳簿保存法の内容が改正されました	22
● 青年部だより 第37回 法人会全国大会 青年の集い「山形大会」に参加 ...	27
● 公益社団法人 島根県シルバー人材センター連合会	28
● 大同生命保険株式会社	32
● アフラック	33
● Web-TAX-TV「消費税の不正還付を許さない！」	34
● 編集後記	34
● AIG損害保険株式会社	35

表紙説明

令和5年11月11日、道の駅「ごいせ仁摩」を会場に「大あなごフェスinごいせ仁摩」が開催されました。

大田市の魚として認定され、ブランド化を進めている「大田の大あなご」にまつわる料理や、「あなごのつかみどり体験」、「あなごの解体ショー」、「あなごクイズ大会」など、あなごにまつわる多彩なイベントが企画され、来場者にその魅力をPRしました。

令和5年度 定時総会を開催

6月16日（金）、大田商工会議所において令和5年度定時総会を開催しました。石見大田税務署山根統括、大田商工会議所齊藤会頭、中国税理士会石見大田支部榎支部長ほか、多数の来賓や会員の出席がありました。

森田会長より、「新型コロナウイルス感染症の影響がまだまだ続き、会員の皆様にとって厳しい状況が続くなか、当会事業の運営に多大なるご支援をいただいていることに感謝申し上げるとともに、今後も税務署及び関連諸団体とも連携し、公益事業の充実に取り組むほか、福利厚生等による組織強化を図り、『税のオピニオンリーダー』として、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、社会に貢献する法人会活動を少しずつでも展開していきたい」との挨拶がありました。

その後、議事に移り、下記の事項について審議が行われ、いずれも原案通り承認されました。

また、総会終了後、筑波大学名誉教授・島根県立大学客員教授の中村逸郎氏をお招きし、講演会を開催しました。

【審議事項】

1. 令和4年度決算報告承認の件
2. 役員選任について

【報告事項】

1. 令和4年度事業報告について
2. 令和5年度事業計画について
3. 令和5年度収支予算について

令和4年度の主な事業

【税に関する事業】

- ▶ 税制改正研修会
 - ・ 6月22日（大田商工会議所／参加者36名）
- ▶ 税金フォーラム
 - ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し中止
- ▶ マイナンバーカードの取得促進及び電子申告の利用促進宣言
 - ・ 2月16日・17日・20日・22日に大田商工会議所において、相談窓口を設置した。

【租税教育事業】

- ▶ 租税教室
 - ・ 5月18日 北三瓶小学校 児童3名、講師1名
 - ・ 5月31日 長久小学校 児童27名、講師1名
 - ・ 6月13日 朝波小学校 児童13名、講師1名
 - ・ 6月14日 大森小学校 児童4名、講師1名
 - ・ 6月20日 五十猛小学校 児童8名、講師1名
 - ・ 10月12日 静間小学校 児童12名、講師1名
- ▶ 絵はがきコンクールの協力
 - ・ 応募作品総数 269点
- ▶ 税を考える週間PR活動
 - ・ 11月11日～17日にPRチラシ・グッズを市内1カ所にて市民へ配布（女性部会員他）

【税の広報事業】

- ▶ 会報「天領」の発行
 - ・ 市内各まちづくりセンターや各関係機関などに無料配布。
- ▶ 国税電子申告納税システム（e-Tax）の普及
 - ・ ケーブルテレビ「石見銀山テレビ放送」にて45秒CMを放映。

【地域社会貢献事業】

- ▶ 大田市子ども神楽大会
 - ・ 12月4日、島根県立男女共同参画センターにて、石見銀山神楽連盟の協力を得て、市内外より4社中の参加により開催。

【経営支援活動】

- ▶ 新春経済講演会
 - ・ 1月30日、大田商工会議所にて日本銀行松江支店長谷川圭輔支店長を講師として開催。

令和4年度 正味財産増減計算書（決算） 令和4年4月1日～令和5年3月31日まで （単位：円）

科目	当年度	科目	当年度	科目	当年度
I 一般正味財産増減の部		税の広報事業	1,518,244	当期経常外増減額	0
1. 経常増減の部		社会貢献事業	794,532	税引前当期一般正味財産増減額	230,004
(1) 経常収益		経営支援事業	1,179,903	法人税・住民税及び事業税	0
基本財産運用益	100	福利厚生事業	26,928	当期一般正味財産増減額	230,004
特定資産運用益	77	会員増強事業	10,950	一般正味財産期首残高	10,265,899
受取会費	3,910,000	会員支援事業	565,083	一般正味財産期末残高	10,495,903
事業収益	112,000	配賦	2,551,711	II 指定正味財産増減の部	
受取補助金	5,534,000	管理費	2,114,429	受取全法連助成金	4,994,000
受取負担金	100,000	【経常費用計】	9,515,937	一般正味財産への振替額	△ 4,994,000
雑収益	89,764	当期経常増減額	230,004	当期指定正味財産増減額	0
【経常収益計】	9,745,941	2. 経常外増減の部		指定正味財産期首残高	0
(2) 経常費用		(1) 経常外収益	0	指定正味財産期末残高	0
研修事業	72,596	経常外収益計	0	III 正味財産期末残高	10,495,903
租税教育事業	404,491	(2) 経常外費用	0		
税制提言事業	277,070	経常外費用計	0		

令和5年度 事業計画

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

I. 基本方針・重点事項

- 公益社団法人としての事業運営について公益性を重視し、併せて法人会の理念である「法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」に基づいて事業の推進を図る。
- 健全な納税団体としての役割を全うすべく、会員増強運動に努め、組織率55%を目指して、組織の拡充を図る。
- 「e-Tax」「eLTAX」「マイナンバーカード」の利用促進を図る。
- 税務当局との連携協調に努め、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

II. 主な事業計画

【公益関係】

1. 税の啓発活動

- 税に関する研修事業
 - 税制改正研修会
 - 税金フォーラムの開催
 - 税務研修会
 - 講演会の開催
- 租税教育
 - 租税教室への講師派遣
 - 租税教育アニメーションの普及
 - 絵はがきコンクールへの協力
- その他
 - 全国女性フォーラム
 - 全国青年の集い
 - 税を考える週間行事への協力・推進
 - 「e-Tax」「eLTAX」「マイナンバーカード」の利用促進
 - 参考図書の斡旋・参考資料の配付

2. 税の提言事業

- 提言活動
 - 税制改正提言事項の検討・提出
 - 改正税法に関する情報の提供
 - 全国大会

3. 税の広報事業

- 会報の発行
- ホームページの充実

4. 地域発展事業

- 文化講演会等の開催
- その他地域発展の為の研修活動

5. 経営支援活動

- 研修会・講習会の開催
 - 経済及び経営に関する講習会・研修会の開催
 - 商工会議所・商工会との共催事業の推進
 - 参考資料の配付

【共益関係】

6. 福利厚生事業

- 経営者大型総合保障制度の推進
- ビジネスガードプラン制度の推進
- がん保険制度の推進
- 福利厚生制度推進連絡協議会の開催

7. 会員増強活動

- 全国的な推進強化月間に合わせ、9～12月を推進強化月間とする
会員加入率は55%を目標とする
- 青年部会員増強と活動の充実・支援
- 女性部会員増強と活動の充実・支援
- 総務委員会による組織拡充

8. 会員支援事業

- 会員親睦チャリティーゴルフコンペ
- 参考図書の配布

9. 青年部会活動

- 年次大会・役員会の開催
- 税務研修会
- 地域社会貢献活動の実施
- 部会員親睦事業の実施
- 全国青年の集いへの参加

10. 女性部会活動

- 役員会の開催
- 税務研修会
- 部会員親睦事業の実施
- 全国女性フォーラムへの参加

【管理関係】

11. 諸会議

- 総会の開催
- 理事会の開催
- 常任理事会の開催
- 監査会の開催
- 正副会長会議の開催
- 各委員会の開催
 - 総務委員会（組織拡充を含む）
 - 事業委員会（研修等）
 - 税制委員会
 - 広報委員会
 - 厚生委員会

12. その他

- 全法連会議への参加
- 中法連会議への参加
- 県法連会議への参加
- 法人会全国大会・全国青年の集い・全国女性フォーラムへの参加

令和5年度 収支予算書

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	科目	当年度	科目	当年度
I 一般正味財産増減の部		研修事業	500,000	当期経常増減額	△ 598,594
1. 経常増減の部		租税教育事業	729,000	2. 経常外増減の部	
(1) 経常収益		税制提言事業	496,000	税引前当期一般正味財産増減額	△ 598,594
基本財産運用益	1,000	税の広報事業	1,110,000	法人税・住民税及び事業税	0
特定資産運用益	1,000	社会貢献事業	860,000	当期一般正味財産増減額	△ 598,594
受取会費	4,000,000	経営支援事業	540,000	一般正味財産期首残高	7,340,985
事業収益	100,000	福利厚生事業	20,000	一般正味財産期末残高	6,742,391
受取補助金	5,327,400	会員増強事業	40,000	II 指定正味財産増減の部	
受取負担金	150,000	会員支援事業	724,000	受取全法連助成金	4,977,400
雑収益	100,100	配賦	2,638,065	一般正味財産への振替額	△ 4,977,400
【経常収益計】	9,679,500	管理費	2,621,029	III 正味財産期末残高	6,742,391
(2) 経常費用		【経常費用計】	10,278,094		

令和5・6年度 (公社)石見大田法人会役員名簿

役職	氏名	事業所名	電話
会長	森田博久	森田製菓(株)	82-0870
副会長	植田和人	(株)ウエダ	88-2701
〃	田平篤	(労務)田平労務管理事務所	82-5850
〃	小林裕典	(株)島根建材公社	82-0860
常任理事	齊藤寛	(有)斎藤文具店	82-0170
〃	朝野桂次	島根中央信用金庫大田営業部	82-0740
〃	原勝正	(有)中和電機公司	88-2225
〃	楫伸	中国税理士会石見大田支部	86-8600
〃	河村賢治	(有)河村畳店	66-0552
〃	山下正一	(株)山一電設	82-8180
〃	平田一成	(有)祖式運送	82-5486
〃	波多野陽一	東幸建設(株)	82-0175
理事	石橋秀利	島根ゼオライト(有)	88-2145
〃	荒尾寛	(有)椿窯	65-2022
〃	谷本隆臣	(株)シグナル	82-0170
〃	福田弘吉	(有)福田金物	82-0133
〃	波多野瑠璃子	(株)はたの産業	82-0468
〃	杉谷誠司	(有)みどりや	82-0215
〃	田原辰男	(株)コラム建築設計事務所	82-8121
〃	浅野浩司	一宮酒造(有)	82-0057
〃	藤原誠治	(有)石東開発工事	82-5858
〃	林陽一	(有)NEO-LINK	84-0128
〃	知野見哲治	(有)ヒカリ衛環企業	82-0747
〃	渡辺健司	(有)渡辺眞工務店	82-6125
〃	幸増浩一郎	イワタニ島根(株)	82-0117
〃	細田健太郎	(株)日商	82-6655
〃	金田慶三	(有)金田建築	85-2314
〃	勝部邦彦	さんべ食品工業(株)	82-0863
〃	中田忠利	山陽空調工業(株)島根支店	82-3311
〃	中島勝徳	(株)魚の屋	84-8021
〃	芝尾宜秀	(株)シバオ	89-0201
〃	田原裕司	(株)コーユー	82-8126
〃	戸谷哲也	昭和技研(株)	82-1029
〃	小川知興	(有)小川商店	65-2636
〃	山崎宏隆	(株)山崎組	82-8253
監事	永野祥次	(有)静岡セメント工業所	84-8406
〃	山内亮一	山内モーター(有)	88-2011
顧問	小川良知	(有)小川商店	65-2636
相談役	中村俊郎	中村ブレイス(株)	89-0231
〃	西山眞治	大田商工会議所	82-0765

着任のごあいさつ



石見大田税務署長
伊藤 寛明

暮秋のみぎり、公益社団法人石見大田法人会の皆様方には、益々のご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、東京国税局税務相談室より転任してまいりました伊藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

森田会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

公益社団法人石見大田法人会におかれましては、昭和30年の創立以来、申告納税制度の普及に努められ、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に尽力されてこられました。特に、青年部を中心とした、「租税教室」への講師派遣、女性部は「一日税務署長近藤夏子」さんと啓蒙物品の配布を実施するなど大変有意義な事業となっています。

また、税制改正研修会の開催など税知識の普及活動に取り組んでいるなど、地域に根差した社会貢献活動も積極的に展開されており、心より敬意を表する次第でございます。

さて、国税庁の使命は申告納税制度の下で、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、その使命を果たすため、納税者サービスの充実に向けた施策を実施し、より便利に、よりスムーズに申告・納税ができる

環境の整備を図るとともに、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。このため具体的には、税務署に出向くことなく、事務所や自宅等から申請、届出、申告、納税等の税務手続きが完結するe-Tax、キャッシュレス納付、納税証明オンライン請求の利用拡大に取り組んでいます。

特にe-Taxにつきましては、令和5年分の申告所得税の確定申告が始まる、令和6年2月からマイナポータル連携により給与所得の源泉徴収票情報の確定申告書への自動入力が可能となります。そのためには、事業者の皆様にご給与所得の源泉徴収票を税務署へe-Taxで提出していただく必要がありますので、令和6年1月に提出する令和5年分の法定調書はe-Taxのご利用をお願いいたします。

また、10月から消費税にインボイス制度が導入されましたが、免税事業者の方にも更に周知を図っていく必要があると考えています。初めて消費税の申告を行う方への対応はもちろん、既に消費税の申告を行っている事業者についても、丁寧に説明を行うことで、まずは制度の円滑な定着に向けて、柔軟な対応を心がけていきたいと考えています。

私どもといたしましては、これまで多年にわたり培ってまいりました石見大田法人会との相互信頼及び協力関係を大切に、引き続き緊密な協調関係の構築に取り組んでまいりたいと考えておりますので、これからも税務行政へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、公益社団法人石見大田法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに、事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。



10月18日（水）群馬県高崎市の「高崎芸術劇場」にて、住澤整国税庁長官や山本一太群馬県知事など多数のご来賓の方々の出席のもと全国大会群馬大会が開催されました。

全国大会は、「税制改正に関する提言」を発表し、全国の法人会が一堂に会し、相互の交流や研鑽を通じてより一層の連携を深める場です。

当日は、全国から約1,500名の企業経営者が参加し、令和6年度税制改正提言の報告や青年部会による租税教育活動の事例発表などが行われました。

また、大会宣言では、2025年度の基礎的財政収支の黒字化目標達成の重要性やインボイス制度の国民や事業者に寄り添った対応を訴え、「中小企業の活性化に資する税制」「事業承継税制の抜本的改革」等の実現を強く求めました。

記念講演では、日本通信株式会社代表取締役社長の福田尚久氏が、「好機到来」との演題で講演されました。福田氏は講演のなかで、「一人ひとりの「欲」が異なり「個別最適」が求められる今、ものづくりの力にすぐれた日本の中小企業にとって絶好の時である」とお話されました。

令和6年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。負担を先送りせず現世代で解決を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 経済再生には中小企業の力が不可欠。健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を！





令和5年10月1日 インボイス制度開始

～消費税が記載された事業者間でやり取りされる請求書の制度～

インボイス発行事業者は**消費税の申告**が必要となります

※基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

2 割 特 例

新たに課税事業者になられた方には、
売上金額を集計すれば、**手軽に納税額が計算できる特例**があります。

2割特例の手引き



自 宅 で e - T a x

e-Taxを使うと自宅やオフィスから申告ができます。なお、**個人事業者の方は、確定申告書作成コーナー**で、
手軽に申告書が作成できます。

<法人向け>
e-Tax
ホームページ



<個人向け>
確定申告書等
作成コーナー



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

インボイス
コールセンター **0120 - 205 - 553** (無料)
9:00～17:00 (土日祝除く)

国税庁HPの「**インボイス制度に関する相談窓口一覧表**」に、
補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめて
いますので、まずはお気軽にお問い合わせください。

相談窓口一覧表



 国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和5年10月)

登録を受けるかお悩みの方へ



- インボイスを交付するためには、インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります。
登録は任意のため、売上先からインボイスを求められるかどうかなどご自身の事業実態に合わせて登録をご検討ください。
なお、消費者や免税事業者等である売上先は、**インボイスの保存を必要としません。**
- 登録申請を行う場合は、早期に登録通知を受けることができる**e-Taxをご利用ください。**
- 課税事業者の方は原則として登録を受けた日から、免税事業者の方は登録申請の際に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することで、その**登録希望日から登録を受けることができます。**
- 登録のご検討に当たっては、**国税庁HPの情報ガイド、各種説明会・登録要否相談会、オンライン説明会**をご活用ください。

インボイス制度
の説明会



お問い合わせが多いご質問など



- お問い合わせが多いご質問などを国税庁HPで掲載**しています。
登録申請を行ったが、登録番号の通知がない場合の売手の対応やその場合における買手の対応等を公表しております。

お問い合わせが多い
ご質問など



補助金など支援策について知りたい方へ



インボイス対応に必要なITツール導入を支援する補助金制度や小規模事業者持続化補助金などの支援策があります。
詳しくは中小企業庁のHPをご確認ください。

中小企業庁
リーフレット



インボイス制度を詳しく知りたい方へ

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続、消費税の申告手続に関する情報等を掲載しています。
インボイス制度を機に新たに消費税の申告が必要となる事業者の方もこちらをご確認ください。

インボイス制度
特設サイト



インボイス発行事業者の登録を受けた皆様へ

お忘れなく!



インボイス 登録後には 申告を!

現在、免税事業者の方も、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要です!



疑問1 消費税の申告って、
どう計算するの?

通常の計算方法は、**一般課税**
と**簡易課税**の2つです。



【一般課税】

売上げに係る消費税額（売上税額）から
仕入れ・経費に係る消費税額（仕入税額）
を差し引いて納付税額を計算

ポイント ①仕入税額について実額での計算が必要
②インボイスの保存が必要

【簡易課税】

売上税額から
売上税額にみなし仕入率を乗じた金額
を差し引いて納付税額を計算

ポイント ①仕入税額について業種に応じた
みなし仕入率での計算が必要
②事前の届出が必要



疑問2 もっと簡単に計算
できないの?

免税事業者からインボイス発行事業者
になられた方には、簡単な**2割特例!**



2割特例

免税事業者からインボイス発行事業者になられた方の

税負担・事務負担を軽減!

売上税額から

売上税額の8割

を差し引いて納付税額を計算

売上税額のみで計算可能

(計算例)

1年間の売上が700万円(税70万円)の場合

ステップ1

$$70 \text{ 万円} \times 80\% = 56 \text{ 万円}$$

売上税額 仕入税額

ステップ2

$$70 \text{ 万円} - 56 \text{ 万円} = 14 \text{ 万円}$$

売上税額 仕入税額 納付税額

売上税額の
一律2割

ポイント

《税負担の軽減》

納付税額は、業種に関わらず
売上税額の一律2割

+

《事務負担の軽減》

仕入税額の実額計算不要
消費税の申告に際して、インボイスの保存不要
事前の届出不要 (申告時に適用を選択)

[適用期間] 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間

(個人事業者の方は、令和5年10~12月の申告から令和8年分の申告まで)



※ 2割特例の適用には、一定の要件があります。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

~ 納税については、裏面をご覧ください! ~

広島国税局・税務署

(令和5年10月)

消費税及び地方消費税の納税は期限内に

課税事業者の方は、納税準備預金や積立預金、予納制度を利用するなど、期限内納付に向けたご準備をお願いします。

ダイレクト納付を利用した予納

確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日と納付金額等を e-Tax に登録（複数の納付日や納付金額を登録可能）しておくことで、登録した納付日に預貯金口座からの振替により納付（予納）することができます。

【例】定期的に均等額を納付（予納）する場合



※ ご利用にあたっては、事前に税務署へ e-Tax の利用開始手続きを行った上、ダイレクト納付の利用届出書を提出していただく必要があります。

国税の納付は、キャッシュレス納付が便利です！

振替納税

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。

詳しくはこちら⇒



ダイレクト納付

ダイレクトの納付の申込をすることで、e-Tax から簡単な操作で口座引落により納付する方法です。

詳しくはこちら⇒



インターネットバンキング等

インターネットバンキングまたはATMから納付する方法です。

詳しくはこちら⇒



クレジットカード納付

インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、「国税クレジットカードお支払サイト」から納付受託者に納付を委託する方法です。

詳しくはこちら⇒



スマホアプリ納付

「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用するスマホ決済アプリ（Pay払い）を選択し、納付受託者に納付を委託する方法です。

詳しくはこちら⇒



令和5年度 高年者活躍企業コンテスト 厚生労働大臣表彰最優秀賞

有限会社 小川商店 (温泉津町)

「社員ファーストを合言葉に 生涯現役で活躍できるエイジレス職場を実現」

■ 小川商店とは？

創業元禄元年（1688年）、温泉津町で創業して以来335年という歴史を重ねてきたローカルカンパニー。近年では石油・運輸・車販整備・小売り・不動産・飲食・その他多業種多部門による事業を展開し、地域を支えるインフラ事業の担い手として必要不可欠な存在となっている。

■ 本事例のポイントは？

少子高齢化や若者人口流出など社会現象と同じく課題となる社員の高齢化とどう向き合うかの問題に経験を積んだ高齢社員が末永く働き続けることが出来る雇用環境の整備を喫緊の課題とし、高齢社員が活躍出来る職場環境づくりを推進してきた。



POINT

- ① (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED) の企画立案サービスを活用し、定年年齢の引き上げと合わせて、再雇用後の賃金の見直しを図った。
- ② 地域内のニーズに応じた多角的な経営を行うことで高齢社員の雇用の場を創出するだけでなく、若手も含め年齢にかかわらず自発的・自律的に働くことが組織風土として浸透している。

- ③ 経験豊富な高齢社員と若手社員をペアで就労させ、ベテランの技術と経験の継承に取り組んでいる。
- ④ 輸送の安全確保に積極的に取り組んでいる安全性優良事業所（Gマーク）の認定を受け、安全ミーティングや朝礼などを通じて、安全運転や安全作業、法令遵守の徹底、運輸部門や石油部門のドライバーに対する安全教育の徹底に努めている。

■ 高齢化の状況、職場改善の背景と進め方

10年ほど前から事業の中核である運輸部門において高齢化が顕著に進んでいたため、社員の高齢化と並行して地域のスクールバス運行や不燃物・リサイクルごみ収集事業を域内承継するという経営上の課題も浮上し、社会に貢献出来る企業としても高齢社員がセカンドキャリアを築ける環境整備が必要な状況となっていた。

改善内容

① 定年年齢の見直し

2015年にJEEDの「企画立案サービス」を活用し、再雇用後の賃金制度を含めた高齢者雇用制度の見直しに着手。

2017年に定年を60歳から66歳に引き上げた。

2021年にはそれまで就業規則に明文化していなかった再雇用制度を整備し、70歳までの継続雇用についてその基準を定めた。

今後は、70歳定年制の導入、または定年制の廃止を視野に入れている。



② 賃金制度の改定と評価制度の導入

定年年齢の引き上げにともない、2018年に再雇用後の賃金制度を見直した。年齢給と職務給を導入し、職務給は従事する事業内容によって賃金を決定している。これにより社員の納得性が高まるとともに、会社が求める人材像と期待する成果が明確になったことで社員のモチベーションが向上した。

あわせて評価シートによる評価制度も導入しているが運搬作業など「仕事がシンプルである」ために評価シート査定に重きを置くよりも、自発性をうながし、現在の心身の状態に適した職務を全う出来るか、コミュニケーションを図ることでの評価を重視している。

③ 業務のスピード感を重視、自発的な人材づくりの方針が生む好循環

シンプルな業務だからこそ前日に仕事内容が決まることがほとんどであることを背景に、社員の年齢にかかわらず「業務のスピード感」を非常に重視している。意思決定のスピードアップのため各部門役職者への権限移譲を進めており現場判断、決済は社員のモチベーション向上にもつながっており積極的な改善提案を生み出す好循環が生まれている。

④ 高齢社員に働きがいを提供

事業の多角化が高齢者を含む多様な労働者の就労機会の創出につながっている。スクールバスの運行や不燃物・リサイクルごみの収集運搬など、地域の日常生活を維持するサポート業務を受託しており、地域のインフラを支えるうえで不可欠な存在となっている。

加齢による大型ダンプからスクールバスの運転手への職務転換することで活躍の場を創出、地域児童との触れ合いや若手社員への指導役を通じて就労意欲や働きがいの提供につながっている。





6月16日（金）の通常総会後、大田商工会議所において、大田市出身で筑波大学名誉教授・島根県立大学客員教授の中村逸郎氏の講演会を開催し、約100名の出席者が熱心に聴講しました。

「なぜ、プーチン大統領は狂気に陥ったのか - 故郷を失ったウクライナ人の悲哀の声」と題し、ウクライナ侵攻の影響と今後の見通しなどを講演いただきました。

講演のなかで、ロシアのウクライナ侵攻について、街中の鳴り響く爆音、ロシアの攻撃により破壊された無残な建物など、ウクライナの悲惨な現状を映像と共に伝えられました。

また、ウクライナの人口の約40%に相当する

約1,650万人が出国しており、家族を失った5歳の少年が泣きながら歩いて約400キロ離れた隣国のポーランドまで非難する様子についても触れられました。

中村教授自らの見解として、ロシアのプーチン大統領の死生観から引き起こされた戦争であると指摘し、ロシアのGDPや出生率の大幅な低下など、停滞した経済の状況なども説明されました。今後の見通しについては、今年9月の統一地方選、来年3月の大統領選があり、「戦争の終わりが見えてきた」とお話しされました。

講演の最後には、故郷での思い出話を含め、故郷に対する熱い想いもお伺いすることができました。



地域社会で愛され親しまれる法人として 努力してまいります

社会福祉法人 亀の子

理事長 森山 康仙

代表就任日：令和5年6月27日



会社PR

当法人は、平成9年（1997年）に大田市長久町にて障がい者の社会生活の支援を目的に福祉施設を開所以来、福祉サービスの充実と地域福祉の発展に努め26年目を迎えました。

障がい者福祉は就労支援として地元産の大豆を使用した豆腐製品の生産販売や高齢者向けの配食サービス等をおかげ様で長年にわたって行っております。また昨年からは事業継承として『うどん処おおだ』の営業も引き継ぎ、お客様に大変喜んでいただいています。

また、児童福祉では『たから保育園』、『かめっ子クラブ（障がい児デイサービス）』を平成25年に開所し、子供たちや保護者の成長や支援も行っております。

その他、相談支援やグループホーム等もあり地域社会と一緒に地域貢献を目指しております。

抱負

平成から令和の時代になり、家族・地域社会の変化に伴い複雑化する支援のニーズへの対応や人口減少社会における福祉人材の確保と質の高いサービスを効率的に継続的に提供できるように、人と人、人と社会のつながりを大切にして、地域社会で愛され親しまれる法人として努力してまいります。今後とも皆さまのご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

趣味

マラソン



様々な環境変化に対応して 事業継続に努めてまいります

森田製菓株式会社

代表取締役社長 森田 義久

代表就任日：令和4年11月1日



会社PR

弊社はお菓子・お土産品の卸売業と飲料のダイドードリンクコ代理店（自動販売機のオペレーター事業）を中心に事業展開しております。

主に島根県内全域と山口県東部、広島県北部エリアを中心に日々、販売先・お客様へ商品をお届けしております。

近年では小売事業の展開も挑戦しており、毎月第3土曜日（仕入れ状況によって日程変更がございます）に自社倉庫での小売りを開催しております。「長久にぎわい市」という名称で、食品ロス削減を目指したイベントとして賞味期限の近いお菓子、お土産などをお安く提供しております。

また、委託製造による自社でのお土産品の企画も挑戦しております。地元高校生さんとも一緒に地元大田市のお土産品の企画もしております。

社内の取組みとしては、女性活躍のための働きやすい環境整

備を目指して就業規則の見直しや女性用トイレの施工を行っております。

抱負

人手不足、物価上昇など依然として自社を取り巻く経営環境は厳しい状況ではありますが、少しずつ小さな挑戦を続け、積み重ね、様々な環境変化に対応して事業継続に努めてまいります。

趣味

健康維持としてYouTubeを見ながら自重トレーニング



使ってみると便利です! キャッシュレス納付!

💡 キャッシュレス納付の3つのメリット!

- ✓ 自宅やオフィスから納付可能!
- ✓ PCやスマホで簡単手続き!
- ✓ 現金の準備が不要!



ダイレクト納付

おすすめ!

納付方法

e-TaxやeLTAXによる簡単な操作で
事前に届出をした預貯金口座から、口座
引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

源泉所得税や個人住民税（特別徴収分）
など納付の機会が多い方、ご自身で振替
日を指定したい方

インターネットバンキング による納付

納付方法

インターネットバンキング口座から納付
する方法です。

こんな方にオススメ!

普段からインターネットバンキングにより
決済する機会の多い方

振替納税（口座振替）

納付方法

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に
自動で口座引落しにより納付する方法です。

こんな方にオススメ!

所得税や消費税、固定資産税などを毎年納め
ている方、毎回の納付手続を省略したい方

クレジットカード・スマホアプリ納付

納付方法

専用サイトにアクセスし、クレジットカードや
スマホ決済アプリ（Pay払い）により納付
する方法です。

こんな方にオススメ!

時間を気にせず納付したい方

県法連女性部会連絡協議会・研修会

島根県法人会連合会女性部会は、県下単位会女性部会の研鑽と相互の交流を図ることを目的に、連絡協議会に併せ研修会を年1回行っています。

今年は、隠岐法人会女性部会の主幹で、10月2日に行われ、当女性部会からは、波多野部会長をはじめ4名で参加しました。



研修会は、始めに隠岐自然館で、自然が作り出した造形に触れ、次に、島後三大祭りの一つである「御霊会風流」が行われ、馬入れ神事や流鏝馬などが行われる玉若酢神社に参拝し、古典相撲の発祥の地で有名な水若酢神社では宮司の忌部正孝氏より、お話をいただきました。

忌部宮司は、前日に「隠岐の海」の断髪式に参列され、帰省されたばかりでした。「隠岐は歴史と伝統、文化と知識の島で、流罪の島としても知られています。昔から本土からの受け入れを島民が出来ていて、Iターンの方が島に文化に溶け込むよう配慮しています。『中今を生きる』とは、今一瞬（中今）が長い歴史の中では一点であり、この一点が繋がって線になり、次の世代に繋がっていきます。法人会の皆さんは、地域に根差した事業をされており、それぞれが奉仕など「+α」することで活性化に繋がっていくものと考えます。」と話されました。

連絡協議会では、仲佐部会長から内田新部会長へ交代し、内田部会長は、女性経営者として地域活性化の協力をお願いしたいとあいさつされ、各単位会の活動報告を行いました。



大田市の海の歴史

第1回 北前船

石見銀山資料館館長 仲野義文

尾道市役所の近くにある住吉神社の玉垣は明治10年に諸国の廻船業者からの寄付によって建立されたものである。その中には現大田市からの寄付者の名前が見られるが、これなどは当地域と尾道との廻船活動を通じた交流の一端をうかがうものといえるであろう。

さて、江戸時代の廻船活動には「運賃積み」と「買積み」の2つの経営形態が存在した。前者は売り主から運賃を取って指定された荷主に商品を届けるもので今日の宅配業者と同様の形態といえる。一方、後者は自ら商品を仕入れて立ち寄った港々で販売し利益を上げるものであるが、この

買積み形態による廻船活動を一般に北前船という。北前船は、西廻り航路すなわち出羽国酒田から日本海を通過して大坂に至る長距ルートを舞台に活躍した廻船活動であり、その中心が北国地方であった。

石見地方では18世紀末から北前船による廻船活動が活発化し、当地の浦々でも積極的にこれに参画する者も現れた。特に馬路・神子路・宅野・大浦・和江・鳥井・久手などの各浦では多数の廻船を保有し、大坂から東北地方にかけて広範囲な活動を展開した。



ところで、当地廻船の具体的な活動状況を知る史料に越後国出雲崎の廻船問屋泊屋の客船帳がある。この客船帳は弘化3年（1846）から明治20年（1887）までの41年間にわたる廻船問屋泊屋と諸国廻船との取引に関する記録である。これによると、出雲崎に入津し泊屋と取引した石見国関係の廻船は都合で240件、うち当地の廻船が全体の実に50%以上を占めている。その内訳は和江40件、鳥井32件、久手39件、神子路10件、大浦7件となっている。

次に個別の浦における状況について見る。第1表は静岡村和江浦の文政11年（1828）の状況である。当時和江浦では廻船所有者は都合11名で13艘の廻船が存在した。また、廻船の規模を見ると、100石積以下の小規模なものが半分近くを占めているが、なかには八左衛門のように1000石積という大型船を所有するものもあった。もっとも、石見地方では千石船を所有する事例はほとんどなく、ある種特殊といえるだろう。

第1表：和江浦の廻船保有状況

船主	内訳
八左衛門	80石積・1000石積
熊三郎	300石積
友之助	80石積
作兵衛	100石積
新右衛門	80石積
瀬右衛門	50石積
伝兵衛	90石積
金兵衛	200石積・150石積
久兵衛	50石積
兵重郎	120石積
治右衛門	100石積

出典：文政11年「根本善左衛門様岸本弥太夫様御支配明細書上控帳」小林俊二編『石東村明細帳類残』石東地方史資料第二十一集、1984年

第2表は天保期（1830-43）の大浦の事例である。廻船の所有者は20名で、規模は概ね100石積前後の小型廻船が主流であった。なお、大浦については若干史料が残されているため、それらをもとに以下に廻船活動の具体的な実態を見ることにしよう。

①船主周平180石積の場合

出羽庄内、酒田より米積み受け候て、六月朔日出帆仕、それより三日佐州小儀湊へ入津仕り候、同四日出帆能登輪嶋へ入津仕り候、それより同所出帆、当湊へ十五日帰帆仕り候

②船主源二郎（沖船頭平兵衛120石積の場合）

当御料久手浦にて米大豆大積み受け四月廿二日出帆、廿八日長州下関へ入津、廿九日同所出帆、九月六日芸州御手洗へ入津大豆売捌き、八日同所出帆、それより備後尾道へ入津、九日同所出帆、十日備中玉嶋へ入津、十一日同所出帆、十二日尾道に帰着、同所にて米売捌き、同所にて塩積み受け、十月朔日同所出帆、四日下関下り、六日同所出帆、七日石州濱田へ入津、九日夜同所出帆、十日朝当湊へ帰帆仕り候、

③船主要助100石積の場合

八月九日防州三田尻にて塩積入れ、同月十三日同国出帆、同十五日長州下ノ関へ入津、同廿日同所出帆、同日七ツ時同国肥中湊へ入津、同廿九日同所出帆、同国須江湊に入津、九月四日同所出帆、同五日当国濱田へ入津、同十九日同所出帆、同日同国都津へ入津、同所にて塩売捌き今廿三日九つ時当湊へ帰帆、

④船主広助（沖船頭林四郎）50石積

八月朔日、備後尾道にて塩並びに表類積み受け、同十八日同所出帆、廿一日長州下関帰帆、同所にて大豆小麦買い入れ廿四日同所出帆、同日同国肥中へ入津、九月八日同所出帆、同日当国長濱へ入津、九日同所出帆、同日九つ時当湊へ帰帆

第2表：大浦湊の廻船保有状況

船主	内訳
要助	130石積・110石積・100石積
和助	80石積
林八	100石積
利助	80石積
弥三松	160石積
平右衛門	80石積・100石積
広助	50石積・70石積
広十	50石積
庄三郎	100石積
周平	50石積
重助	110石積・100石積
治左衛門	40石積
源平	100石積
源次郎	120石積
蔵助	100石積
吉郎兵衛	100石積
吉五郎	50石積
喜一郎	30石積
市助	100石積
八十松	160石積

大浦の事例では東北から瀬戸内海を経て大坂までと広範囲な活動を展開していたことがわかる。積荷としては各地域の特産品、たとえば瀬戸内海では塩が購入されている。北前船は入津する港ごとの特産品を仕入れて、他港で販売することで利益を得るものであり、当地域の場合も他と同様の活動を行ったものといえるであろう。

最後に久手浦の竹下家の事例を見てみよう。竹下家は江戸時代末から明治前期にかけて住吉丸・春日丸・栄昌丸・日昇丸の4艘の廻船を保有しており、各廻船の経営に関する勘定長が複数残されている。このうち住吉丸の勘定帳によると、同船が入津した港は多岐にわたっている。例えば嘉永5年（1851）と同7年（1854）の入津先と取引問屋は以下の通りである。

【嘉永5年】

越後出雲崎（泊屋又左衛門）・越後荒川（菅五右衛門）・越後新潟（出雲崎屋伝七）佐渡小木（石見屋利平）・庄内酒田（伊勢屋治郎右衛門）・羽州秋田（船木助左衛門）・能代（越後屋孫左衛門）・伯耆境・石見温泉津（木津屋）壱州郷の浦（益川庄兵衛）・薩州山川（肥後屋藤兵衛）・薩州鹿兒島（岡部勘兵衛）・備後尾道（石見屋）・大坂（ならや）・下関

【嘉永7年】

伯州境（酒井屋万四郎）・伯州外江（和泉屋敬左衛門）・伯州米子（木屋彦助）・石見浜田（雲津屋）・筑前博多町（松永宗左衛門・由岐屋徳助）・肥前唐津城下（横浜屋惣吉・綿屋新兵

衛)・長州下関(石見屋嘉左衛門)・大坂・兵庫(最上屋彦左衛門)・石見江津(城構六郎衛門)・石見浜田(出羽屋)・越後出雲崎(泊屋又左衛門)・羽州秋田(船木助左衛門)・本庄(能登屋藤四郎)・越後新潟(小川屋長右衛門)・吉田屋清太郎)・佐渡小木(石見利兵衛)・長州萩(長嶺源兵衛)・越ヶ浜(小玉屋)・出雲(磯右衛門)雲州荒島(重兵衛)・庄内加茂(秋野権右衛門)・羽州庄内酒田(伊勢屋治郎右衛門)・藤屋伝右衛門)・米屋善七)・平田屋吉郎兵衛)・兵庫(最上屋)・石見温泉津(木津屋)・備後尾道(石見屋七郎兵衛)・肥前長崎(八代屋栄三郎)・越後屋茂三郎)・肥前島原(石見屋増左衛門)・問屋庄吉)・肥前瀬戸(長門屋松次郎)・肥前天草富岡(伊勢屋左右助)・肥後小嶋(芦北屋茂平治)大坂長堀(新宮屋惣七)・備中玉島(西綿屋利右衛門)

ところで、廻船活動によってどの程度の利益が得られたのであろうか。これに関しては文久4年(1864)「住吉丸勘定帳」という史料がある。第3表は嘉永5年(1852)から文久3年(1863)までの11ヶ年間における年ごとの損益状況を整理したものである。これによると、嘉永6年(1853)からの3ヶ年間では損失を計上しているものの、それ以外の年は概ね利益を出していることがわかる。このうち100両以上の利益を上げている年が5ヶ年にも及んでおり、竹下家の資産形成に廻船業が大きな比重を占めていたことが想像されるであろう。

大田市には山も海もあるが、これまで海の歴史についてはあまり関心が払われていないように思われる。今回は海の歴史の一例を紹介したが、まだまだ興味深い話題は豊富にある。それは次回に紹介するとして。

第3表：年々損益勘定

年代	徳用	損分	備考
嘉永5年	金 32両88匁 7分 8厘		
嘉永6年		金 84両74匁 1分 1厘	
安政元年		金 69両58匁 4分 9厘	
安政2年		金 105両25匁 7分 5厘	
安政3年	金 150両32匁 6分 3厘		
安政4年	金 181両76匁 3厘		
安政5年	金 41両66匁 6分 3厘		
万延元年	金 42両93匁 8分 6厘		この年以降新造の住吉丸
文久元年	金 266両52匁 4分 1厘		
文久2年	金 140両87匁 4分		
文久3年	金 591両16匁 4分 9厘		

出典：文久4年「住吉丸勘定帳」竹下家文書

電子帳簿保存法の内容が改正されました

～ 令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ～

Q: 「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A: 電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】



ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置があります（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

② スキャナ保存【希望者のみ】



決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

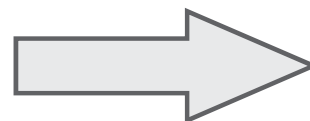
③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】



申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

※ 記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

令和5年度税制改正による主な改正事項については、次ページ以降でご説明します。



令和5年度税制改正を反映した電子帳簿等保存制度のQ&Aなど電子帳簿保存法についての情報は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に随時掲載していきます。

また、電子帳簿等保存制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の電子帳簿等保存制度特設サイトをご確認ください。

詳しくは、 で

こちらからも
特設サイトに
アクセスできます



国税庁
(法人番号 7000012050002)

令和5年4月

① 電子帳簿等保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲が見直されました。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲が、申告所得税・法人税について以下のとおり見直されました。

なお、消費税についてこの措置の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲については、変更はありません。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲

【見直し前】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（全ての青色関係帳簿）

【見直し後】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（以下の記載事項に係るものに限定）

③における記載事項	帳簿の具体例
売上げ（加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。）その他収入に関する事項	売上帳
仕入れその他経費（法人税は、賞金・給料・法定福利費・厚生費を除く。）に関する事項	仕入帳、経費帳、賃金台帳（所得税のみ）
売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	売掛帳
買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	買掛帳
手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳、支払手形記入帳
その他の債権債務に関する事項（当座預金を除く。）	貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿
有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項（法人税のみ）	有価証券受払い簿（法人税のみ）
減価償却資産に関する事項	固定資産台帳
繰延資産に関する事項	繰延資産台帳

Q: 「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」とは、どのような措置ですか？

A: 一定の範囲の帳簿について、「モニター・説明書等を備え付ける」などの電子帳簿として保存するための要件に加えて、

① 訂正削除履歴の保存、 ② 帳簿間の相互関連性 ③ 日付・金額・相手方による検索機能の3要件を全て備えて保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置です（あらかじめ届出書を提出している必要があります。）。

② スキャナ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類について適用されます。

(1) 解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要とされました。

国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度・階調・大きさに関する情報の保存を必要とする要件が廃止されました。

なお、これらの情報を保存しておくことは不要となりましたが、スキャナで読み取る際に守らなければならない解像度（200dpi以上）や階調（原則としてカラー画像）などの要件自体に変更はありません。

(2) 入力者等情報の確認要件が不要とされました。

スキャナ保存時に記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されました（電子取引データ保存についても同様です）。

(3) 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定されました。

スキャナで読み取った際に、帳簿と相互にその関連性を確認できるようにしておく必要がある国税関係書類が、「重要書類（契約書・領収書・送り状・納品書等のように、資金や物の流れに直結・連動する書類）」に限定されることとなりました。

この見直しにより、「一般書類（見積書・注文書等や納品書の写しのよう、資金や物の流れに直結・連動しない書類）」をスキャナ保存する場合については、相互関連性の確保が不要となりました。

③ 電子取引データ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。

(1) 検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直されました。

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（調査担当者にデータのコピーを提供すること）」に応じることができるようにしている場合に検索機能の全てを不要とする措置について、以下のとおり対象者が見直されました。

イ 検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間（2課税年度前）の売上高が「1,000万円以下」の保存義務者から「5,000万円以下」の保存義務者に拡大されました。

ロ 対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者」が追加されました。

(2) 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

（参考） 令和5年12月31日までにやり取りした電子取引データを「宥恕措置」を適用して保存している方は、令和6年1月1日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題ありません。

(3) 新たな猶予措置が整備されました。

次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。

イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です）

ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

上記(2)の宥恕措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、上記(3)の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、ご注意ください。

システム導入が
難しくても
大丈夫!!

令和6年1月からの 電子取引データの保存方法

今までは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、**令和6年1月から**はどうすればいいんだろう。



以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足



まずは、①と②を満たしていただく必要があります。ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または「**電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方**」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。



仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。

可視性
OK



【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、どうすればいいんだろう。

不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。



その場合であっても、「**ルールを決めて守っていただくこと**」で満たすことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していますので、参考にしてください。

事務処理規程を制定すればいいのね!

真実性
OK



そして、今まではプリントアウトした後に電子取引データを消していたけれど、**令和6年1月からは消さずに保存する必要があるのね。**



そのとおりです。電子取引データが原本ですので、これをそのまま保存してください。



準備が間に合わない場合はどうしたらいいの?? ➡ 裏面へ

準備が間に合わない場合はどうしたらいいの??

人手が足りなくて、令和6年1月までに事務処理規程の制定などの準備が間に合いそうにないな。



(1)と(2)を満たす場合には、**電子取引データを保存しておくだけで大丈夫**です。



(1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

「人手不足」はこれを満たすんだな。



はい。ほかにも、「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められますよ。

(2) 税務調査等の際に、

- 電子取引データのダウンロードの求め 
 - 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め 
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合



電子取引データを消さずに保存しつつ、税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を渡せるようにしておけばいいのか。



そのとおりです。ご対応をよろしくお願いいたします。

なお、保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存しているものと変わりありません。



税務職員ふたば

※ 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます



第37回 法人会全国大会 青年の集い 「山形大会」に参加

石見大田法人会 青年部会 部会長 波多野 圭

第37回法人会全国青年の集い山形大会が【為せば成る！～感謝と恩返し～の想いを胸に～】の大会スローガンのもと、令和5年11月9日・10日、山形市のやまぎん県民ホールなどで開催され、青年部会長波多野以下2名で参加しました。

11月9日は、租税教育活動プレゼンテーションと第35回佐賀大会から行っている法人会版健康経営、『健康経営大賞』が開催されました。租税教育活動プ

レゼンテーションには今年度も全国各ブロック代表の11単位会がエントリーされ、租税教育プログラムを発表されましたが、それぞれに創意工夫された素晴らしい発表の中、税を「人を思いやり、支え合う心」子供たちが税を大切に思い、将来の納税を前向きにとらえ、行動するきっかけをつくることを重視した取組みが評価され、福岡県連佐世保法人会青年部が最優秀賞を受賞されました。

また、健康経営大賞は、単位会部門5単位会、企業部門5企業が最終事例発表を行い、単位会部門では北那覇法人会が企業部門では、ネットヨタ山陽株式会社様が健康経営大賞を受賞されました。

私達石見大田法人会青年部会では、毎年市内の小学生～高校生までを対象に租税教育活動を行っ

ておりますが、講師の育成や地域資源を活用した租税教育用アニメの制作などにも力を入れており、今後も開催校を増やし活動していきたいと思っています。



翌日の11月10日は、午前には部会長サミットが行われ仲間を作り進める「会員拡大」と税のオピニオンリーダーとして取り組んでいる「租税教室」の2つのテーマについて活発な議論が交わされま

した。

午後からは記念式典、記念公演が行われ、ヤマガタデザインカブトムシ代表取締役社長山中大介氏による「自らがリスクを取って挑戦する。だからこそ価値がある。」公演テーマに講演されました。

次回開催地は、「福の國より未来を研げ！」～志を立て、新時代の扉を開こう～をスローガンに、2024年11月7日8日福井大会が開催されます。



公益社団法人 島根県シルバー人材センター連合会



島根県シルバー人材センター連合会は、令和4年4月より大田市でシルバー派遣事業を開始しました。令和5年4月からは、大田商工会館2階の事務所を連絡所として使用させていただいています。皆様に支えられ、全国的にも先駆けた取組を行っている様子をご紹介します。



大田連絡所の福間プランナー（右）と岩谷コーディネーター（左）

【概要】

島根県シルバー人材センター連合会は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により島根県知事の指定を受けた公益法人です。高年齢者の雇用・就業対策の柱の一つとして位置づけられており、国・県、市町村の指導・援助を受けて、高年齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりにさまざまな事業を展開しています。

法人名 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会

所在地 本部事務所 松江市殿町8番地3 タウンプラザしまね2階

邑智分室 大田連絡所 大田市大田町大田イ309-2 大田商工会館2階

会員数 13団体 4,403名（令和5年10月末現在）

【沿革】

平成10年 社団法人島根県シルバー人材センター連合会として設立、事業開始。

平成19年 シルバー派遣事業届出（届出受理番号 シ32-001）。

平成25年 公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会に移行。

平成26年 有料職業紹介事業届出（届出受理番号 シ32-001）。

令和元年 美郷町粕淵に邑智分室を開所。同町内でシルバー派遣事業を開始。

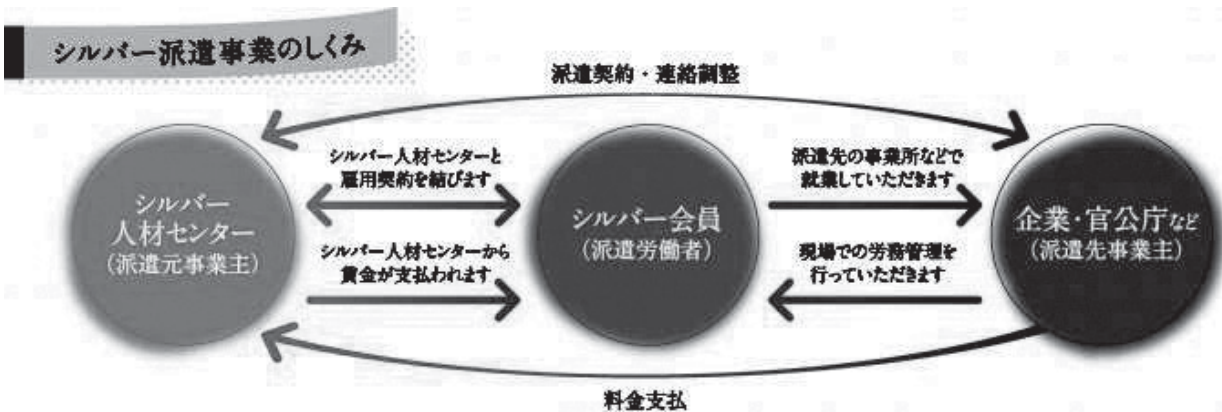
令和4年 大田市内でシルバー派遣事業を開始。

令和5年 邑智分室 大田連絡所を開所。

シルバー派遣事業とは

シルバー人材センターでは、家庭・企業・公共団体等から臨時的かつ短期的な就業、又は軽易な業務（以下「臨・短、軽」という。）を引き受け、請負又は派遣による就業形態をもって、会員の希望や能力に応じて、提供しています。会員は、原則として60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者で、豊富な知識と経験を活かして、それぞれの地域で活躍しています。

とりわけ、労働力人口の減少等により担い手不足が課題となる中、シルバー派遣事業は臨・短、軽の就業スタイルで、シニア世代の多様な就業と、企業・団体と現役世代の働き方改革をサポートしています。従来の請負事業では対応できない社員との混在や直接指示が必要な補助的な作業など、幅広い業務・職種で活躍・活用いただいています。



また、シルバー派遣事業は一般の派遣会社と同じく労働者派遣関連法令に基づき運営されていますが、高齢法等による「公益事業」「60歳以上の高齢者」「週20時間未満」などといったシルバー人材センターならではの特徴や活用法が、労働力不足や働き方改革への対応の一策として注目されています。

シルバー派遣事業ならではの特徴・活用法

<p>実費相当の マージン率 (事務手数料)</p> <p>会員1人あたりの就業は、原則週20時間未満なので、社会保険と労働保険は適用外です。さらに、シルバー派遣事業は公益事業につき、営利を目的としません。 ※労災保険は適用となります。</p>	<p>マンパワーを 本来業務に全集中!</p> <p>主に補助的業務や周辺業務などの、非専門的な業務に活用することで、専門職員の負担を軽減につながります。アウトソーシングと異なり、チームの一員として活用できるのも魅力です。</p> <p>軽易な業務に</p>
<p>仕事に慣れた会員を 続けて受け入れが可能</p> <p>原則、同一の事業所に派遣できる期間は3年が限度です。一方、シルバー人材センター会員は60歳以上の高齢者なので、派遣労働者個人の期間制限の対象外です。</p> <p>短時間の業務に</p>	<p>1日だけの業務でも 派遣受け入れが可能</p> <p>原則、労働契約の期間が30日以内の労働者派遣は禁止されています。一方、シルバー人材センター会員は60歳以上の高齢者なので、日雇派遣の制限の例外です。</p> <p>臨時的な業務に</p>

※港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院などにおける医療関係業務は派遣を行うことはできません。

大田市における先進的な取組

現時点で、あいにく大田市にはシルバー人材センターはまだ設置されていません。当面はモデル的に、おとなりの美郷町シルバー人材センターの事業エリアを拡大する方法を採用し、大田市民は同センターの会員として就業しています。実は、これは全国的にも極めて珍しい取組です。昨今の厳しい市町村財政の状況を踏まえ、これからシルバー人材センターを段階的に設立するひとつの方策として注目されています。

さて、まったくの0（ゼロ）からの始まりでしたが、事業開始から1年半で会員数は100名を超えました。美郷町シルバー人材センターの会員数が一気に3倍超となったことで、中央団体から「報告データの誤りでは？」との照会があったほどです。そして、現在では約30事業所にご利用いただくまでに至っています。みなさまのお手元に届く公益社団法人大田法人会様からの文書の封入作業もシルバー人材センターで承っています。

振り返りますと、令和4年4月の事業開始から間をおかず、有限会社旭養鶏舎様から社員制服の洗濯、GPセンターや直売所等の清掃の依頼をいただき、これが大田市でのシルバー派遣事業のスタートとなりました。



旭養鶏舎様での社員の制服の洗濯業務

その後、コロナ禍ではありましたが、他地域でも需要の多い介護施設や保育園からの依頼をいただくなど、立上げの2～3ヶ月としては上々の滑り出しでした。

その中でも、株式会社コーユー／有限会社ドリームシステム介護事業部様ではそれぞれの施設からシルバー派遣事業の活用が可能と思われる短時間での業務の洗い出しをされ、「レクリエーション補助」「調理補助」「施設内清掃・消毒」「利用者の朝食時の見守り」など、会員の対応可能なところから順次ご利用いただきました。いわゆる「介護助手」の考え方をシルバー派遣事業に用いた新しいアプローチは、人材確保に苦慮されている介護業界でも期待されつつあります。



ドリームシステム様でのレクリエーション補助業務

しかしながら、夏場の契約高は横ばいとなり、いささか焦りを感じ始めていたところでしたが、秋口になると状況が一変しました。行楽シーズンや年末商戦を迎え、宿泊施設での清掃やベッドメイキング、大森町内のお店での販売補助、お歳暮用の水産物の梱包作業など繁忙期における短期間での軽易な業務でのご利用が活発になってきました。大田商工会議所様にもご配慮いただいたPR効果も絶大でした。全国的には3年ほど前から要請を始めた経済団体からのご支援も、ここ大田市ではもう何年も前からの先駆けた事例と言えます。

そして、このタイミングでの「製造から販売」さらには「宿泊・飲食」など、いわゆる観光関連の幅広い分野でのご利用が広がり、介護・子育て分野の次の柱としての輪郭が見えてきました。株式会社和田珍味様では、カフェ厨房での裏方の業務に加え、本店と出雲大社神門通りのお店での販売業務など会員の経験を活かした業務にも広げていただいています。



和田珍味 本店様での販売業務

● これからの展望

今のところは順調に事業が伸長している一方で、せっかくお問合わせ・お申込みいただいたにもかかわらず、ご期待・ご希望に応えることができなかったケースも少なからずあります。それぞれの要因も踏まえながら、さらに多様な経験・技能を有する会員の募集や既存会員のスキルアップ、サービスの向上に努めてまいります。

さらに、鳥根県シルバー人材センター連合会が直轄しているモデル地域の特性を活かして、ICTを活用したご利用環境の整備や会員のスキルアップ研修の充実、あるいは会員1人あたりの就業時間の拡大など、他地域に先駆けた取組にチャレンジしていきます。

ICT活用促進 仕事のお申込みがパソコン・スマホからできるようになります

いつでも / どこでも

お仕事依頼
Smile to Smile
会員向け専用サイト
トップページのバナーからお進みください

「募集中のお仕事」情報は広く発信されます

シルバー会員に
会員専用サイト

講習受講者に
講習時の情報提供
講習後の個別相談

地域の高齢者に
講習受講者募集チラシ
ホームページ

<https://webc.sjc.ne.jp/shimane/>

※事務局の「名称」「住所」「電話番号」などの情報はシルバー会員にのみ公開します。

そして、なによりも、長年の悲願であります「大田市シルバー人材センター」の設立を目指し、しっかりと地域に根を張っていく所存です。

今後ともご愛顧のほどよろしくお願ひいたします。

その安心で、
企業とともに未来をつくる。



DŌIDO 大同生命

山陰支社 松江営業所/
島根県松江市伊勢宮519-1
TEL 0852-21-2421

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ ネット医療相談サービスのご案内

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

病気や身体のことを 気軽に相談できる 専門医はいますか?

例えばこのようなとき…



痛みが長続き
している



健康診断の結果を
見てもよくわからない



病院選びの基準が
わからない



家族の体調
が心配

● プロの医療チームがあなたをサポートします! ●

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様^(※1) 月1回^(※2)のご相談まで
無料で利用いただけます。

^(※2)
納得いくまで何回でも
追加質問できます。

24時間いつでも
相談可能です。
(回答には3~24時間程度かかります)



(※1) 役員や従業員である個人を指します。

(※2) 月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんので納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の追加については、別途料金が必要となりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。
サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

【お問い合わせ】

株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

ご利用はこちらから



Medical Note

本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。
お問い合わせは直接当社にお願いいたします。

消費税の不正還付を許さない！



消費税の『不正還付』を企む悪質な納税者に対し、的確な審査・調査により未然防止に取り組む調査官の仕事をドラマ仕立てで紹介しています

編集後記

2024年、年始から災害、航空機事故など、想像もしなかったことが起きています。被災された多くの皆様に心から、お悔やみとお見舞い申し上げます。

日本のみならず海外からも支援の輪が広がっています。

これまでに起こった災害を教訓に、組織だった迅速な対応や民間から「災害ボランティアマッチングサービス」という新たな取組が始まっています。

また、災害に乗じて悪質な支援詐欺被害が増えています。

送付先の団体や災害支援金など、内容を把握し慎重に支援する必要があります。

この度の広報誌では、これまでの大田市の企業訪問に加え、新シリーズ「新社長紹介」をスタートしました。次世代を担う新社長から会社紹介と抱負などを語っていただきます。好評の銀のグローバルヒストリー第5回は大田市の海の歴史第1回「北前船」を掲載しています。海路を使ってのグローバルな銀

山の歴史をお楽しみください。

表紙は、大田市が今一番推している「大あなご」！大田の大あなごまつりの写真を採用しています。

災害や事故が起こるたびにブツダ（お釈迦様）の言葉を思い出します。

「犀（さい）の角のようにただ独り歩め」、意味は検索してみてください。

2024年が良き年になりますように、また一刻も早い復興をお祈りし編集後記とします。

※備考

支援金は、被災地で支援活動をする機関や団体（NPOやNGO）に送られるお金。

義援金は、被災者に直接手渡されるお金。

寄附金は、上記で紹介した「支援金」と「義援金」を含み、主に公共団体やNPO学校法人や宗教法人などに対して金銭や財産を無償で贈ること。

広報委員会 委員長 林 陽一



AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ



Business Guard

会員企業をサポートする
AIG 損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災 (業務災害総合保険)

会社で入る医療補償

ハイパーメディカル (業務災害総合保険・メディカル特約)

初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える

スマートプロテクト (総合事業者保険)

地域社会に貢献する

ビジネスガードAUTO (法人会の自動車保険)

企業向け第三者賠償責任保険

ALL STARS (事業賠償・費用総合保険)

火災と地震災害に備える

プロパティガード+企業地震保険 (企業財産保険、財物損害補償特約、地震・噴火危険補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応

情報漏えいガード (個人情報漏洩保険)

役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える

MRP保険 (マネジメントリスクプロテクション保険)

海外進出企業向けサポートプラン

WorldRisk

この広告は保険の概要をご説明したものです。
「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。
2022年2月時点の内容です。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

山陰支店

〒690-0006
島根県松江市伊勢宮町519-1 松江大同生命ビル6F
TEL. 0852-26-2781 FAX. 0852-26-2776
午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

結婚相談
無料

あなたの縁結びを応援します。

縁結び
ボランティア
はぴこ

による結婚相談所

大田はぴこ 交流サロン

「今まで出会いがなくて・・・」

「真剣に結婚を考えてみようかな・・・」

そんなあなたの相談に無料で応じます。

結婚したい気持ちはあっても、いざ結婚となると何からはじめていいのかわからなかったり、どこに相談すればいいのかと悩んでいる人はとても多いのでは・・・。

まずは、気軽に「はぴこ」に相談してみませんか？

日時 毎月 第2金曜日 午後7時～9時
(最終受付：午後8時30分)

場所 大田商工会議所 (大田市大田町大田イ309-2)
※会場は変更になることがあります。

お問い合わせ <大田はぴこ会> ☎080-2940-7266
受付時間▶平日10:00～18:00・毎月第2金曜日10:00～21:00

相談や申込に
必要なもの

- ①運転免許証、保険証などの、お名前と住所を確認できるもの。
- ②申込をされる場合は、写真(上半身1枚・全身1枚)を撮らせていただきます。



一般社団法人
しまね縁結びサポートセンター
SHIMANE ENKHUSI SUPPORT CENTER

浜田センター
〒697-0016 島根県浜田市野原町1826-1 いわみーる4F
TEL：0855-25-1150
休所日：火・水・祝日、毎月第4土曜日、年末年始

公益社団法人石見大田法人会
会報「天領」第74号

令和6年1月発行

公益社団法人
石見大田法人会 大田市大田町 大田商工会議所内 TEL 0854-82-0765
発行所 編集 広報委員会委員長 林 陽一
印刷 (有)つきはし印刷 大田市鳥井町鳥越413-42 TEL 0854-82-0540